

CMS 更新およびホームページリニューアル等業務委託仕様書

この仕様書は、本市の CMS 更新およびホームページリニューアル等業務(以下「本業務」という。)を受託者が実施するのに必要な事項を定めるものである。

1. 目的

本市では、コンテンツ管理システム(以下「CMS」という。)を導入し尼崎市公式ホームページ(以下「市ホームページ」という。)にて行政情報の発信を行っているが、現行の CMS のサポート終了に伴い、CMS の更新および市ホームページのリニューアルを実施する。実施にあたっては、市ホームページの様々な課題を解決し、利用者の利便性を向上するとともに、管理・運営の効率化および自動化を図るものとする。さらに、現行の市ホームページのサービスおよび機能については引き続き提供し、またオープンデータやクラウドサービス等の新しい動向・技術に対応するものとする。

2. 基本方針

本業務を実施するにあたり、以下に示す基本方針に基づいて実施すること。

(1) ユーザビリティ

利用者の誰もが目的の情報へ容易にたどり着けるようにするため、現行の市ホームページは市民等の利用者視点の情報分類およびサイト構造設計とするよう配慮しているが、より使いやすくするために市ホームページ全般の見直しを行ってリニューアルすること。

(2) アクセシビリティ

市ホームページは日本工業規格 JIS X 8341-3:2016「高齢者・障害者等配慮設計指針-情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス-第 3 部：ウェブコンテンツ」(以下「JIS 規格」という。)の適合レベル AA に準拠すること。なお、委託期間中は CMS の機能等により本市職員が更新するページのアクセシビリティ確保を支援し、同 JIS 規格が改正された場合も適切に対応した上で支援を継続すること。

(3) 情報の即時更新およびレスポンスの確保

現在の市ホームページの更新は 1 日 1 回、夜間に 1 時間程度かけて更新を行っているが、リアルタイムまたはそれに近い時間間隔で更新できるように改善すること。また、更新中かどうかに関係なく常に、CMS によるページ作成等の作業および市ホームページの閲覧をストレスなく実施できるようにすること。

(4) マルチデバイス対応

パソコン、スマートフォン、タブレットおよび携帯電話等の利用者環境の多様化に対応し、各々の環境で適切に市ホームページが表示されるようにすること。また、本市職員がパソコン向けページを作成・更新すれば他の環境にも対応したページが自動的に生成されるように CMS を構築すること。

(5) 可用性の確保

システム障害や大規模災害等の発生時にも継続して市ホームページで情報発信ができるようにシステム環境を構築するとともに、市ホームページへのアクセス集中に備えて簡易的なページ表示へ容易に切替できる機能を設けること。

(6) 拡張性の確保

導入する CMS はパッケージシステムとし、最新の技術動向やシステム利用者の要望等を反映して定期的に機能向上を図ること。なお、機能向上に関する対応は本業務の範囲内とし、各種ソフトウェアのバージョンアップ等が必要な場合は本市と協議の上、実施すること。

(7) デザイン

現状分析を行い、尚且つ世の中のトレンドを踏まえた上で、数年先を見据えたデザインに刷新すること。また、全体としてのわかりやすさ・見やすさ・使い勝手の良さ・整合性を追求するとともに、ボタンの形状、画像の選択、フォントの選択、各パーツの立体感等の細部まで丁寧にデザインを作成すること。

(8) 機能改善・機能追加

現行の市ホームページのサービスおよび機能については引き続き提供できること。また、不十分と思われるものについては改善または追加の提案を行うこと。特に、別表 1 で示す本市の課題についての提案は必須とする。

3. 業務概要

本業務では、CMS の更新および市ホームページのリニューアルにかかる構築業務（データ移行業務を含む）を行うとともに、更新後の CMS および市ホームページの保守・運用業務を受託者が行うものとする。

(1) 委託期間

ア 構築業務

契約日（平成 29 年 6 月上旬予定）から平成 30 年 2 月 28 日まで。

市ホームページのリニューアル公開および本業務で導入する CMS の本番運用開始は、平成 30 年 3 月 1 日を予定している。

イ 保守・運用業務

平成 30 年 3 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

なお、本業務の適正な履行が確認された場合、保守・運用業務については平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 2 月 28 日までを目安として、本市の会計年度毎に平成 29 年度受託者との随意契約の締結を予定している。

(2) スケジュール

本市が予定しているスケジュールの概要は次のとおりである。より詳細なスケジュールについては、本市と受託者が協議の上決定する。

平成 29 年							平成 30 年		
6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
システム構築・リニューアル作業									
				データ移行					
							並行運用	本番運用	

(3) 業務の対象範囲

以下を本業務の対象範囲とする。

ア ホームページ

市ホームページ (<http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/>) およびデータカタログサイト (<http://data.city.amagasaki.hyogo.jp/>) で運用するウェブサイト。その他のサブドメインまたは別ドメインで運用するウェブサイトは、本業務の対象に含まない。本仕様書において「市ホームページ」という場合、特に記載のない限り上記の 2 ウェブサイトを指すものとする。

イ システム環境

導入する CMS の稼動に関わるハードウェア (CMS サーバほか本業務の仕様を満たすうえで必要となる機器等一式)、ソフトウェア、ネットワーク等のシステム環境を構築の上、ASP 等 (クラウドサービスを含む) としてサービスを提供すること。なお、公開用 Web サーバについては兵庫県セキュリティクラウド (以下「県クラウド」という。) より提供されるものを利用するが、市ホームページ用の環境構築および運用は本業務に含まれるものとする。

(4) 実施体制

本仕様にて定める委託内容を踏まえ、本業務を円滑かつ確実に遂行できる体制を整備

すること。体制を変更する必要がある場合には、事前に本市の承認を得ること。

4. システム環境・ネットワーク等に関する要件

本業務の目的および基本方針を踏まえた上で、以下の要件を満たすこと。

(1) 基本要件

ア CMS に関するシステム環境は受託者が用意するデータセンターで構築・運用し、本市へは ASP 等(クラウドサービスを含む)によりサービスを提供すること。なお、本市内部のシステム環境について何らの機器およびソフトウェア等の追加を要しないこと。

イ 市ホームページに関するシステム環境の基盤は県クラウドを利用するが、その環境構築および運用は受託者が実施すること。詳しくは「(2) システム環境の構成」のとおり。

ウ CMS に関するシステム環境は、CMS 利用者や管理ページ数の増加等を想定し、サーバリソースやネットワーク回線の増強など機能拡張が容易に行えるようにすること。

エ 大規模災害等が発生した際も通常時と同様に、本市による CMS の利用および市ホームページ閲覧者への情報提供を可能とすること。

オ CMS の利用は本市の庁内 LAN からのみインターネット経由で接続して利用可能とすること。

(2) システム環境の構成

本業務において構築するシステム環境は、本市(クライアント環境)・県クラウド(Webサーバ環境)・受託者(CMSサーバ環境)の三者(以下「三者」という。)の拠点をネットワークで接続することにより構成される。詳細は別紙1「システム環境の構成詳細」のとおり。

ただし、Webサーバ環境とCMSサーバ環境の拠点を分離できない等、本業務の遂行に重大な支障がある場合は、県クラウドではなく受託者の拠点でWebサーバ環境を構築してもよい。その場合、本市が県クラウドより提供されうる機能・サービス等の一切を、受託者が受託者の負担において本市に提供すること。

(3) 現行のシステム環境または利用状況

ア 本市クライアント環境

OS	Windows7
ブラウザ	Internet Explorer11 および Google Chrome

Google Chrome による CMS 利用はできるだけ可能とすること(必須ではない)、運用期間中にクライアント環境を変更する可能性がある。その場合でも CMS を

利用可能とすること。

イ CMS 利用状況（平成 28 年度現在）

HTML ページ数	9,000 以上
画像・添付ファイル数	50,000 以上
アカウント数	約 200

数量には外部非公開のものを含む

ウ 市ホームページ利用状況（平成 28 年度現在）

HTML ページ数	8,000 以上
画像・添付ファイル数	40,000 以上
アクセス数（全体）	年間約 20,000,000 ページビュー
アクセス数（トップページ）	年間約 2,000,000 ページビュー
ディスク使用量	約 15GB（コンテンツのみ）
Web サーバ構成	正サーバ、副サーバ（障害時の代替サーバ）、テストサーバ（CMS 管理外コンテンツの検証サーバ）

数量は外部公開分のみ。なお、CMS 管理外コンテンツを含む。

(4) セキュリティ

ア IP アドレスによるアクセス制限、ユーザ ID とパスワード等による利用制限、サーバラック施設等による物理的な接触制限、データの秘匿、不正アクセスの防止および検知、公開情報の改ざん検知等、適切なセキュリティ対策を施すこと。

イ 情報漏洩・改ざん等に関する新たな脅威への対策、ソフトウェア等のバージョンアップやセキュリティパッチの適用等は受託者が実施するものとし、CMS および市ホームページの安全性を常に確保すること。

ウ 障害・不正アクセスの常時監視等のサービスを受託者が提供すること。ただし、市ホームページについて県クラウドが提供するサービスの対象となるものを除く。

エ 三者間で発生する全ての通信は、SSH・SSL 等の暗号化通信とすること。

(5) バックアップ

受託者は、システムの障害発生に備え以下のとおりバックアップを行うとともに、速やかに復旧できるよう手順を確立すること。

ア CMS

- ・バックアップは毎日行うこと。
- ・バックアップはシステム障害から速やかに復旧できる方式とすること。
- ・バックアップは複数のデータセンターに保持し、毎日同期を行うこと。

イ 市ホームページ

県クラウドにて定期的にフルバックアップを行うが、差分バックアップは受託者が毎日行うこと。また、バックアップ設定および障害発生からの復旧作業について

は、三者で調整の上、受託者が実施すること。

(6) その他

ア 受託者のデータセンター

データセンターが大規模災害等で被災した場合でも CMS の利用を継続できるような環境を確保すること。また、データセンターの所在地は国内法の適用が及ぶ場所とすること。

イ CMS の検証環境

CMS 等のバージョンアップや改修等を行う場合の検証用の環境を用意すること。必要に応じて、本市職員が検証環境を利用できるようにすること。

ウ CMS の研修環境

CMS の操作研修のための環境を用意し、本市職員が常時利用可能とすること。なお、研修環境は外部公開されている市ホームページに一切の影響を与えないものとする。

5. CMS および市ホームページ等に関するサービス・機能要件

本業務の目的および基本方針を踏まえた上で、以下の要件を満たすこと。異なる方法の提案も受け付けるが、同等以上のサービス・機能を実現できる内容とすること。なお、本業務で要求する詳細な機能要件は別紙 2「CMS 等機能要件表」のとおりとし、標準機能での対応可否を示すとともに、代替案（カスタマイズ含む）で対応する場合はその方法を示すこと。

(1) CMS のサービス・機能に関する主な要件

ア 市ホームページの全てのコンテンツは、CMS による管理とすること。

イ 本市職員の CMS 操作に対して、極めて短い応答時間を実現すること。なお、50 名程度の同時利用を想定している。

ウ CMS 操作にあたっては特別な知識を必要とせず、簡易な操作で新規作成、更新、削除等ができ、尚且つ CMS テンプレート等を使用してサイト全体の統一感を維持できるものとする。

エ コンテンツの公開は静的な仕組み（CMS サーバで HTML ファイルを生成し、Web サーバにアップロードする仕組み）とし、即時および任意の日時で公開・変更・削除等を行えるものとする。ただし、イベントカレンダー等一部の機能において特殊な挙動が必要となる場合はこの限りでない。

オ 市ホームページを運用するにあたり必要な種類の CMS テンプレート等を用意すること。参考までに現行の市ホームページで運用中の CMS テンプレートを別表 2 のとおり示すが、これで十分とするものではない。

カ その他、基本方針に記載する要件を満たすこと。

(2) 市ホームページのサービス・機能に関する主な要件

ア 現行の市ホームページのサービス・機能は引き続き利用可能とすること。

イ 閲覧者のアクセスに対する応答について、閲覧者のブラウザに表示されるまでの時間を極めて短くすること。ただし、県クラウドに遅延要因がある場合を除くが、遅延の解消に可能な限り協力すること。

ウ 閲覧者の利用機器に影響されることなく市ホームページを閲覧できること。対応ブラウザは、Internet Explorer、Microsoft Edge、Firefox、Google Chrome、Safariの最新版（平成 29 年 4 月 1 日時点）以降のバージョンとし、各ブラウザで表示の乱れがないようにすること。なお、今後新規のブラウザで利用者が増加したものについても可能な限り同様の対応をすること。

エ その他、基本方針に記載する要件を満たすこと。

(3) その他の要件（緊急時の市ホームページ運用）

災害発生時等において、本市の庁内 LAN が不通となった場合の市ホームページの情報更新について、本市職員が異なるネットワークから実施する方法または本市の指示によって受託者が実施する方法等による対策を本業務の範囲内で提案すること。

6. 構築業務

本業務の目的、基本方針および前述の各種要件を踏まえ、以下の内容を実施すること。各作業の詳細内容・成果物は、本市と協議の上決定するものとする。なお、成果物の作成にあたっては、本市に提案後、本市の要望を取り入れ修正し、本市を承認を得るものとする。

(1) プロジェクト管理・計画策定

ア 本業務がトラブルなく安全に稼働を迎えられるように、プロジェクトの目的・課題・成果・スケジュール等の全体計画を策定し、それに基づいて管理すること。また、本業務の過程で発生した問題・課題をとりまとめる課題管理票を作成し、その解決を図ること。

【成果物】プロジェクト全体計画書、課題管理票

イ 月 1 回以上、プロジェクトの進捗や課題の報告のための会議を行うこと。

【成果物】報告資料、会議議事録

(2) システム構築

ア 本市の要求事項についてヒアリングを実施し要件をとりまとめ、要件を満たすシステムを設計・構築すること。

【成果物】システム設計書、システム環境一式

イ システム構築後、CMS 操作から公開ホームページ閲覧までの全ての段階で問題なくシステムが稼働することを本市が確認できるようにテスト計画を策定し、またテスト用環境を用意した上で本市のテスト実施を支援すること。

【成果物】確認テスト計画書、テスト結果報告書

なお、CMS および県クラウド Web サーバの標準機能で実現できない要件は、他製品・他サービスの利用等の代替案（カスタマイズ含む）を提案した上で実現すること（代替案での対応は本業務の範囲内とする）。

(3) 市ホームページリニューアル

ア 現行の市ホームページを分析した上で、利用者にとってより使いやすくなるように、情報分類を見直しサイト構造設計を刷新すること。

【成果物】情報分類表、サイト構造設計書

イ 市ホームページの新規デザイン案を複数提案し、本市の要望を取り入れ、必要な修正を行うこと。作成対象はマルチデバイス対応を考慮の上、トップページ（第1階層）、カテゴリトップページ（第2階層）、カテゴリメニューページ（第3階層以降）、詳細記事ページ（第4階層以降）の標準デザインに加え、以下の個別ページのデザインも作成すること。

- ・緊急時用トップページ
- ・汎用ポータルページ（尼崎市議会向けトップページを含む）
- ・詳細記事ページを特定の分類で一覧表示するページ
- ・施設 MAP 向けトップページ・詳細記事ページ
- ・オープンデータカタログ向けトップページ・詳細記事ページ
- ・その他本市が指定する特殊ページ

【成果物】市ホームページデザイン一式

ウ 決定したデザインに基づき、CMS テンプレート・CSS 等を設計・開発し、画像等の部品ファイルを作成すること。また、CMS テンプレート等から生成される実際のウェブページが JIS 規格の適合レベル AA の要件を満たすようにすること。

【成果物】CMS テンプレート等設計書および各部品ファイル一式

エ リニューアル公開日前後の準備作業、切替作業等を明示した詳細なタイムスケジュールを作成し、それに基づき公開作業を行うこと。

【成果物】リニューアル公開詳細スケジュール

(4) ウェブアクセシビリティ

ア リニューアルした市ホームページ（データ移行したコンテンツを含む）を JIS 規格の適合レベル AA に準拠させるとともに、JIS 規格に基づく試験を実施し、結果報

告および市ホームページ公開用の資料を作成すること。なお、試験対象は本市が指示する。

【成果物】ウェブアクセシビリティ試験結果報告書

イ 継続的なウェブアクセシビリティ確保のため、現行のウェブアクセシビリティ方針を見直すとともに、新たに運用ガイドラインを策定すること。運用ガイドラインはウェブアクセシビリティに関する基礎知識を持たないものが理解しやすいように、市ホームページの運用および CMS の支援機能等を踏まえて作成すること。

【成果物】ウェブアクセシビリティ方針、ウェブアクセシビリティ運用ガイドライン

(5) マニュアル・研修

ア 作成者向け、承認者向け、管理者向けにそれぞれ操作マニュアルを作成し、CMS 操作画面からも参照可能とすること。各操作マニュアルは CMS の標準マニュアルではなく、本市の市ホームページ運用に必要な知識と手順を実際の画面で説明した専用マニュアルとすること。また、災害発生等の緊急情報を発信する場合の操作マニュアルについても必要に応じて作成すること。

【成果物】操作マニュアル一式

イ リニューアル公開の一定期間前に本市職員に対し、作成者向け(8回)、承認者向け(4回)、管理者向け(1回)の研修をそれぞれ行うこと(カッコ内は現時点の予定回数)。研修実施にあたり、講師1名その他、個別にサポートを行う要員を用意すること。

なお、研修会場、クライアント環境、プロジェクター等は本市が用意し、研修用システム環境および研修テキストその他資料(必要部数)は受託者が用意すること。

【成果物】研修テキスト一式

(6) その他

その他本業務の実施にあたり、必要に応じて以下の対応を行うこと。

ア 本市内部において各担当部署等に対し作業依頼や説明会を行う場合、本市指示に基づき資料作成を行うこと。

イ 本市立会いの下、現行システム運用事業者との調整および打ち合わせを行うこと。

7. データ移行業務

現行の市ホームページの全コンテンツについて、新 CMS のテンプレートへ移し変えてデータ移行を行うものとする。その際にはアクセシビリティ・ユーザビリティを改善し、必要があればコンテンツの統合・分割等適切な修正を行うこと。

各作業の詳細内容・成果物は、本市と協議の上決定するものとする。なお、成果物の作成にあたっては、本市に提案後、本市の要望を取り入れ修正し、本市の承認を得るものとする。

(1) 移行計画策定

現行の市ホームページの公開情報に基づき、移行方針・スケジュール・作業ルール・役割分担等を示す移行計画を策定するとともに、対象範囲の全ページを網羅した移行管理表を作成すること。なお、データ移行の対象範囲およびページ数等は以下のとおり。

ア 対象範囲

原則として、「3(3) 業務の対象範囲」に示す市ホームページで公開する全てのコンテンツを移行する。ただし、下表に示すものは現行 CMS の管理外コンテンツであり、これらのコンテンツは 新 CMS へ移行するもの、および 引き続き CMS 管理外とするもの（FTP 作業により本市が更新するもの）とに分類される。 の移行については、CMS 管理外の領域を設けた上で、既存データをそのまま配置すること。

コンテンツ名称（URL）	移行方法
尼崎市議会公式ホームページ (http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/gikai/ 配下)	新 CMS へ移行
尼崎市施設 MAP (http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/map/ 配下。 AED 設置施設 MAP を含む)	新 CMS へ移行
尼崎市交通局 (http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/bus/ 配下)	新 CMS へ移行
尼崎の文化財 (http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/bunkazai/ 配下)	CMS 管理外
尼崎市都市計画概要図 (http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/tosimap/ 配下)	CMS 管理外
各種電子ブック媒体 (http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/ebook/ 配下)	CMS 管理外
オープンデータカタログサイト (http://data.city.amagasaki.hyogo.jp/ 配下)	新 CMS へ移行

イ 対象期間

移行作業開始からリニューアル公開までの間、現行の市ホームページにおいて公開・更新されたコンテンツ全てを対象とする。

ウ 新 CMS 移行ページ数：約 6,500 ページ（予定）

現行の市ホームページにおいて公開中のページ数から、一定数の削減および経年の増加を考慮した後の予定ページ数である。なお、ページ数には CMS 管理外コンテンツのうち新 CMS に移行するものを含むが、引き続き CMS 管理外とするものは含

まない。また、各ページに付随する画像ファイルや PDF 等の添付ファイルもあわせて移行するものとする。

エ 携帯電話向けサイトについて

尼崎市公式サイト携帯版(<http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/mobile/>)については上記の対象範囲に含まれるが、基本方針に示すマルチデバイス対応に配慮して移行すること。

【成果物】移行計画書、移行管理表

(2) 移行作業・検証

ア 移行計画書および移行管理表に基づき、移行作業を実施し、本市確認後に必要な修正を行うこと。

イ 移行する全コンテンツが CMS テンプレートにて登録されており、CMS 内部でページ・画像・添付ファイル・内部リンク等の整合性が取れた状態にすること。

ウ 移行した全コンテンツについて、ウェブアクセシビリティおよびユーザビリティを改善し、ウェブアクセシビリティ検証を行うこと。

エ 日本語を母語とする者またはそれに相当する者が作業を行うこと。

【成果物】移行済コンテンツ一式

(3) 本市確認用環境の構築

本市が移行内容の確認作業を効率的に実施できるように必要な環境を構築すること。確認用の環境は、本市の庁内 LAN からインターネット経由でアクセス可能とし、その他外部からのアクセスは一切できないようにすること。

(4) 本市確認作業の支援

本市が移行内容を確認するにあたり、担当部署毎に対象コンテンツの一覧・確認スケジュール等を含む確認管理表を作成した上で、CMS に不慣れな職員でも容易に確認・修正指示が可能な手順を作成する等支援を行うこと。また、本市の作業負担が最小限となるよう配慮すること。

【成果物】確認管理票、確認手順書等

8. 保守・運用業務

本業務の目的、基本方針および前述の各種要件を踏まえ、システム運用開始後、本市に対し以下の保守および運用業務を行うこと。各作業の詳細内容は、本市と協議の上決定するものとする。

なお、システム環境またはコンテンツ等に関する全ての変更および停止は本市運用への影響をあらかじめ調査し、本市と協議の上実施すること。

(1) 市ホームページ保守・運用

ア ヘルプデスクの設置

月曜日～金曜日の午前9時から午後5時30分まで（ただし、祝日、年末年始等の受託者が定める休日を除く）、本市からのCMS操作等に関する問い合わせに対し適切なサポートを行うためのヘルプデスクを設置すること。問い合わせに対しては、市ホームページを熟知した者による即時回答を原則とする。問い合わせ内容は受託者において管理し、問い合わせ一覧を月1回提出すること。

イ アクセス解析

ページ毎のアクセス数、添付ファイルのアクセス数、キーワード検索数、ユニークユーザ数等を集計し、閲覧者のブラウザ・デバイス等の分析を行って報告書を作成し、月1回提出すること。また、本市がより詳細な分析（時間・日・週・月毎の分析、動線分析等）を実施できるように、アクセス解析ツールのマニュアル作成等の支援を行うこと。

ウ 組織改正・人事異動等対応

必要に応じて、組織改正・人事異動に伴うCMS設定変更およびコンテンツの所有者変更等の本市作業について支援すること。

エ 市ホームページの変更

市ホームページを運用していく中で発生し得る本市独自の課題に対し、必要に応じてCMSテンプレートや画像の追加・変更およびデザインの修正等を行うこと。

(2) システム保守・運用

ア 稼働時間

システムの稼働は24時間365日とする（計画停止を除く）。

イ 対象範囲

「4(2) システム環境の構成」のとおり。

ウ システムの監視

24時間体制でシステムの監視を行い、障害や不正アクセスを検知した場合は直ちに本市へ報告すること。監視サービスは、Ping監視、プロセス監視、リソース監視、トラフィック監視、ログ監視、URL監視、ハードウェア監視、ジョブ監視の他、有効なものがあれば実施すること。

エ セキュリティパッチ等の適用

OSおよびCMSその他受託者が導入したソフトウェア等のセキュリティパッチを定期的に適用すること。また、ウィルス対策ソフト定義ファイルを常に最新のものに更新すること。

オ 脆弱性等への対応

CMSおよび市ホームページに脆弱性が発見された場合、適切なセキュリティ対策を実施すること。また、本業務のために受託者が導入したソフトウェア等について、

脆弱性が発見された場合や提供元の保守が終了した場合、適切なセキュリティ対策を実施すること。

カ バックアップ

システムのバックアップを定期的実施すること。

キ 予防保守・点検

障害発生の予防保守のためシステム稼動状況の点検を月1回行うものとし、点検結果報告書を提出すること。

ク 障害時対応

システム障害発生時に行うべき行動を示した緊急時対応マニュアルを作成の上、障害が発生した場合には当該マニュアルに基づき、障害箇所の特定、障害範囲の調査などの状況把握を行うとともに、正常な状態への復旧作業を行うこと。また、復旧後直ちに、障害の発生原因を究明し、復旧作業の詳細および再発防止策をとりまとめた障害報告書を提出すること。

ケ 機能追加・改善

最新の技術動向やシステム利用者の要望等を反映するため、CMS パッケージ等の機能追加および改善に伴うバージョンアップ作業および各種システム環境の設定変更を随時実施すること。

コ 保守・運用会議

必要に応じて、本市および受託者で構成する保守・運用会議を実施すること。

サ 関連システムの変更への対応

本業務と密接に関連する各種システム環境（サーバ、クライアント、ネットワーク等）について、本市または県クラウドがシステムの更新および設定等の変更を実施する場合、受託者は自身の責任範囲について影響を調査し、必要に応じて適切な対応を実施すること。

9. 検査

(1) 業務実施報告

受託者は、本業務を完了したときは直ちに業務実施報告書を提出し、本市の検査を受けなければならない。

(2) 検査

本市は、受託者から業務実施報告書の提出を受けたときは、本仕様書に示す要件を満たしているか否かを検査する。検査に合格しない場合、受託者は必要となる業務を実施し、本市は検査を再度行うものとする。

10. 提出書類

受託者は、以下の書類を契約締結後 14 日以内に提出すること。

- (1) 個人情報等の保護に係る誓約書
- (2) 委託業務従事者からの個人情報保護等に係る確認書の写し
- (3) 実施体制図
- (4) 業務実施計画表

11. 留意事項

(1) 再委託

受託者は、本業務を遂行するにあたり、本業務の全部を一括して再委託してはならない。本業務の一部を再委託するときは本市の承認を得なければならない。

(2) 瑕疵担保責任

成果物の納品後、1 年間を瑕疵担保責任期間（保証期間）とする。

(3) 著作権

ア 受託者が本仕様書に基づいて作成したすべての成果物（CMS を用いて生成したページを含む）の著作権は本市に帰属するものとする。成果物が第三者の著作権その他権利を侵害しないものであることを保証すること。

イ 受託者は、第三者との間に著作権その他権利にかかる権利侵害の紛争等が生じた場合、当該紛争等の原因が本市の責めに帰する場合を除き、受託者の責任、負担において解決すること。

(4) 機器・資材の負担

本業務の実施にあたり必要となる機器、ソフトウェア、各種ライセンス、事務用品、作業場所、通信費等の費用は受託者の負担とする。

(5) 守秘義務

ア 受託者は、本業務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

イ 受託者は、本業務に関して知り得た個人情報（尼崎市個人情報保護条例（平成 16 年尼崎市条例 48 号）第 2 条第 2 号に規定する個人情報をいう。）の取扱いについては、別記個人情報取扱特記事項を守らなければならない。

ウ 受託者は、本業務に関するデータ（尼崎市電子計算機処理に係るデータ保護管理規程（平成 17 年尼崎市訓令第 1 号）第 2 条第 4 号に規定するデータをいう。）の取扱いについては、別記データ取扱特記事項を守らなければならない。

(6) その他

ア 平成 35 年 3 月以降も本市が継続して契約の締結を希望した場合、受託者は同様の仕様にて本業務を実施できること。

イ 本業務の実施にあたり疑義が生じた場合には、互いに協議を行い必要な措置を行うこと。

以 上

別表1 本市の主な課題

下記の課題について解決するよう機能改善または追加の提案を行うこと。なお、課題の解決にあたっては、市ホームページ利用者の利便性向上と本市の事務効率向上（または運用費用削減）を同時に実現させること。

概要	詳細
市ホームページのユーザビリティ向上	<p>サイト構造、情報分類、デザインなど市ホームページ全般を見直し、利用者が必要な情報を容易に探すことができるようにユーザビリティを向上させること。特に、複数の導線の確保、ポータルページの導入、高機能イベントカレンダーの実装は必須とする。</p>
柔軟なページ作成	<p>現行のCMSで採用されているテンプレートを用いたページ作成の仕組みはレイアウト等の柔軟性が低く、結果としてページの利便性も低くなる場合がある。テンプレートを代替または補完する仕組みを設け、ページ作成の柔軟性を向上させること。</p> <p>また、CMS機能やテンプレートを追加・変更するにあたり、開発業務の委託費用が都度必要であるなど非効率であるため、最新の技術動向やシステム利用者からの主な要望を随時取り込み、機能・利便性の向上を図ること。</p>
市ホームページと広報紙の連携	<p>広報紙には記事毎の文字数制限があり、情報の全てを掲載することはできない。そのため、掲載できなかった部分を市ホームページで補う必要があるが、現状は必ずしもそうっていない。一因として、広報紙作成業務と市ホームページ運営業務が完全に独立していることが考えられるが、CMSを基盤として両者の連携を向上させるための仕組みを設けること。</p>
市ホームページとオープンデータの同期	<p>現行のオープンデータカタログサイトは、専用のシステムで管理するほか、ホームページ掲載データをオープンデータとして連携させる仕組みもある。しかし、ファイルの追加のみ連携可能であり、更新や削除は連携できない等の不便な点があり、オープンデータの充実を阻害する一因となっている。そのため、CMSでホームページを更新した際にオープンデータカタログサイトにも同期する仕組みを導入し、本市の事務効率の向上をさせること。なお、オープンデータカタログサイトについては現行のソフトウェア(CKAN)を継続利用しなくてもよい。</p>

アンケートシステム	<p>現在、市民の方がインターネット経由で本市に意見を送付する場合、一部を除きEメールによる手段しか存在しないが、メールアドレスを公開することによるセキュリティリスクが無視できない社会情勢となっている。そのため、CMSのサブシステムとしてアンケートシステムを導入し、問い合わせの受付手段とする。導入するアンケートシステムは、問い合わせだけでなく幅広いアンケート業務のほか職員募集のウェブ申込みにも利用するため、多様な設問設定・受付確認メール設定等の管理およびアンケート結果確認を実施できるようにすること。特に職員募集については、申込受付毎にユニークな番号を割り振り、電子帳票の出力とEメール送信を行う等の独自機能の提案を求める。</p> <p>なお、アンケートシステムではアンケート回答者の個人情報を取り扱う場合があるため、情報漏洩等のセキュリティ対策はもとより、アンケート結果毎の個別のアクセス制御、アクセス記録等の対応が必須となる。</p>
-----------	--

別表2 現行CMSのテンプレート一覧

名称	概要（参考URL）
標準	汎用性の高い標準的なテンプレート http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/ad/012banner/039256.html
目次	標準機能に加えて、見出し（H2）を自動的に目次化するテンプレート http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/gomi/manner/dasikata/039398.html
シンプル	画像とテキストを並べるだけのシンプルなテンプレート。 http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/sogo_annai/082sinoki.html
2 列表（テキスト）	標準機能に加えて、2 列表（テキストのみ）を作成できるテンプレート http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/teian.html
2 列表（添付ファイル）	標準機能に加えて、2 列表（テキスト+添付ファイル）を作成できるテンプレート http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/bosai_syobo/information/32579/032580.html
トップ	市ホームページのトップページ専用テンプレート http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/
カテゴリトップ	第2階層のカテゴリトップ専用テンプレート http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/life_top.html
サイトマップ	第2階層のカテゴリ毎に配下のカテゴリを分類するサイトマップを、自動生成するテンプレート http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/sitemap.html

新着情報一覧	過去30日分の新着情報を自動生成するテンプレート http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/new.html
申請書(単独)	1つの申請書を掲載するためのテンプレート http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/sinseisyo/dl_nyusatu/027dl_inkan.html
申請書(複数)	複数の申請書を掲載するためのテンプレート http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/sinseisyo/dl_bousai/116sinseiyosi.html
【親】パブリックコメント	パブリックコメントの一覧表を自動生成するテンプレート http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/si_mirai/sprocess/public/pub_kakoanken/36912/
【子】パブリックコメント	パブリックコメントの詳細を掲載するためのテンプレート http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/si_mirai/sprocess/public/pub_kakoanken/36912/033372.html
【親】組織紹介	組織の一覧表を自動生成するテンプレート http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/siyakusyo/section/kodomo/
【子】組織紹介	組織の詳細を掲載するためのテンプレート http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/siyakusyo/section/kodomo/064kodomokikaku.html
【親】職員募集	職員募集の一覧表を自動生成するためのテンプレート http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/bosyu/syokutaku/
【子】職員募集	職員募集の詳細を掲載するためのテンプレート http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/bosyu/syokutaku/048hoikusi.html
【親】50音	町名を50音別に選択できる一覧を自動生成するテンプレート http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/gomi/manner/11714/
【子】50音	50音別の町名と、別分類の地区(【孫】にあたる)を関連づけた一覧表を自動生成するテンプレート http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/gomi/manner/11714/036_i/

同一名称で【親】【子】と付記されているテンプレートは、【子】に該当するページを【親】が自動集約してページ生成する仕組みとなっている。

以 上